

## 第26回 品質保証分科会 議事録

1. 日時 平成21年6月15日(月) 13:30～15:00

2. 場所 日本電気協会 4階 会議室C, D

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員: 棟近新分科会長(早稲田大学), 飯塚旧分科会長(東京大学), 渡邊(邦)幹事(東京電力), 浅野(日本原子力研究開発機構), 荒木(原子燃料工業), 戎崎(関西電力), 奥本(日本原燃), 上戸(原子力安全・保安院), 川端(三菱電機), 倉田(中部電力), 小嶋(日立GEニュークリア・エナジー), 佐藤(東京海洋大学), 島津(北海道電力), 鈴木(三菱原子燃料), 関谷(発電設備技術検査協会), 平(日本製鋼所), 谷(日本原子力技術協会), 中田(北陸電力), 福本(GNFJ), 宮越(三菱重工業), 山本(東芝), 吉永(電源開発), 力久(九州電力), 渡辺(雅)(原子力安全基盤機構) (計24名)

代理委員: 井田(中国電力 本田代理), 梅津(富士電機システムズ 高橋代理), 沢田(IHI 三枝代理), 奈良(東京電力 福良代理), 古川(日本原子力発電 島田代理), 本田(東北電力 佐藤代理) (計6名)

欠席委員: 山田(四国電力), 結城(原子力安全・保安院) (計2名)

事務局: 高須, 糸田川, 国則, 井上(日本電気協会) (計4名)

### 4. 配付資料

資料No.26-1 第25回品質保証分科会 議事録(案)

資料No.26-2 品質保証分科会委員名簿

資料No.26-3 品質保証検討会委員名簿

資料No.26-4 平成21年度JEAC4111 普及促進のための講習会実施計画(案)

資料No.26-5 「JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程」平成21年度特別講習会(改定内容説明)(平成21年7月15日)の開催について【案】

資料No.26-6 JEAC4111-2009, JEAG4121-2009 改定に伴う特別講習会(テキスト, 部分)

資料No.26-7 講習会受講証明書の発行について

資料No.26-8 今後のワークショップ(コース)の推進について

資料No.26-9 JEAG4121-2009 標準品質保証仕様書英訳版アンケート結果

資料No.26-10 JEAC4111-2009 発行版修正箇所

資料No.26-11 JEAG4121-2009 発行版修正箇所

### 5. 議事

(1) 議事次第と配付資料の確認

事務局より, 当日の議事次第と配付資料の確認が行われた。

(2) 代理委員の承認, 会議定足数の確認

飯塚分科会長より代理委員6名が承認され, 事務局より, 分科会委員総数32名中, 代理委員を含め出席委員が30名で, 委員総数の3分の2以上という会議開催の定足数を満たしていることが確認された。

(3) 第25回品質保証分科会議事録について

事務局より, 資料No.26-1に基づき, 第25回品質保証分科会議事録(案)が紹介され, 本内容で正式議事録とすることが全員の賛成で承認された。

(4) 品質保証分科会長の選任について

事務局より, 分科会長選出に関する規約について説明があり, 新分科会長の選任が行われた。分科会長候補者として, 渡邊委員より棟近委員の推薦があり, 他に推薦がないことを確認の後, 単記無記名投票を行った結果, 棟近委員が満票で新分科会長に選任された。

その後, 棟近新分科会長より就任の挨拶があり, 幹事として渡邊委員の指名があった。

(5) 品質保証分科会・検討会 新任・退任・再任委員について

事務局より, 資料No.26-2に基づき, 品質保証分科会新委員候補, 退任委員の紹介があり, この内容で, ただし規格委員会までに追加の異動等の連絡があった場合には分科会長, 幹事に確認のうえ追記して, 規格委員会へ上程することが確認された。また, 資料No.26-3に基づき, 品質保証検討会新委員候補, 再任委員候補, 退任委員の紹介があり, 提案どおり新委員(下記), 再任委員(記載省略)が承認された。

- ・岡部 彰夫(IHI)
- ・小野 祐二(原子力安全・保安院)
- ・小林 慎一(原子燃料工業)
- ・錦野 嘉浩(日立 GE ニュークリア・エネルギー)

(6) 普及促進活動について

渡邊幹事より、資料 26-4,5,6 に基づき、普及促進活動について紹介があった。審議の結果、講習会実施計画案、特別講習会開催案内案は、全員の賛成により承認された。また、特別講習会テキストに関しては、資料 No.26-6 に沿って全体のテキストを完成させること、その内容については品質保証検討会普及促進チームに一任することについて、全員の賛成で承認された。

事務局より、資料 26-7 の説明があり、今年度から講習会受講者に協会名の受講証明書を発行することが確認された。また、本日の分科会の承認を受けて、特別講習会開催案内は 6 月 16 日付けで配信する予定であることが確認された。

渡邊幹事より、資料 26-8 に基づき、今後のワークショップ(コース )の推進についての提案があり、審議の結果、提案の内容で、ただし「ワークショップ検討会」ではなく平成 21 年度、22 年度の 2 年間期間限定で分科会下部に「ワークショップ検討タスク」を設置して、ワークショップをより実効的にするための活動を行うことについて、29 名の賛成により承認された。これを踏まえ、追而事務局よりメンバー候補者に同タスクへの参加について連絡し、確認することとした。

本件に関する主な質疑・コメントは下記のとおり。

- ・普及促進活動は、品質保証検討会普及促進チームで行っており、分科会の下に「ワークショップ検討会」を設置すると、品質保証検討会で全体の普及促進活動を統合できないため、設置するのであれば品質保証検討会下部に設置するのがよいと思う。
- ・品質保証検討会の活動と齟齬が生じないように、普及促進チームの幹事も参加し整合性を図るので、検討会下部に設置することにはこだわらなくても良いのではないかと。むしろ、「ワークショップ検討会」は基本的に分科会メンバーで構成するため、分科会下部に置くのがよいと思う。
- ・品質保証検討会普及促進チームのメンバーと「ワークショップ検討会」のメンバーとは重複しないのか。

普及促進チーム幹事以外の重複は無い予定である。

- ・管轄権の観点では、品質保証検討会下部に置く方がよい。分科会、検討会があり、検討会に普及促進チームがあって、その検討項目の一つのワークショップについて新たにグループを作って検討する、たまたまそのメンバーに分科会のメンバーが参加するということである。ただし、意思決定の構造として厳密にはその方がよいと思うが、実際はどちらでも問題はないと思う。
- ・規約上、分科会下部に分科会委員で構成する検討会などのグループを設置できるか。

分科会下部に検討会やタスクを設置することは問題ない。

- ・分科会下部にワークショップを検討するグループがあり、一方で品質保証検討会に普及促進チームがあって、前者で検討したことを、分科会を通じて後者にインプットし、それを受けて後者で何かを検討、決定するというやり方もおかしいものではない。
- ・他に考えられる方法は、品質保証検討会下部に分科会メンバーが主体となるグループを設置することである。品質保証検討会普及促進チームでワークショップを含む普及活動について扱うが、さらにその下部にワークショップのテーマや講師人選を主な課題として検討するグループを設置し、検討結果を品質保証検討会普及促進チームに提案することになる。
- ・検討会のさらに下部組織は規約に定められておらず、規約上は分科会の下部に設置する方が自然である。

そうした時に、品質保証検討会普及促進チームのメンバーが自分達のミッションに対して異議を唱えることがなければ問題はないと思う。

- ・分科会下部にこのようなタスクを置いた場合、その活動は公開の対象になるのか。

公開の対象になる。

- ・組織的には縦割りにして、権限が見える形の方が良いと思うので、ワークショップのテーマや講師人選について、品質保証検討会普及促進チームから提案しても問題ないのであればその形で進める方が分かりやすいと思う。
- ・品質保証検討会普及促進チームの中に、例えばアドバイザーという形で分科会メンバーを呼ぶことは可能なのか。

毎回全員が集まって作業をすることは難しいため、品質保証検討会委員に各々の役割分担を

決めてもらい、普及促進チームなどのチームを作り活動している。分科会メンバーがその活動に参加することになれば、オブザーバーとして参加するか、検討会の委員あるいは常時参加者として登録して参加するかになる。

- ・ワークショップは、実効性のある QMS について深く議論するための重要な分科会活動であること考えると、分科会下部にその推進のためのタスクを設置してもよいと思われる。
- ・課題に示したとおり、発表者については品質保証検討会普及促進チームで適切に決定することが困難で偏りが出てきており、来年度以降のワークショップの発表者などについては分科会の主要メンバーが集まって議論することが必要と考えており、分科会下部にタスクとして設置すべきと思う。
- ・重要な検討事項であれば、例えば時限的に 2 年間位、分科会下部にタスクを設置して検討するという方法もあると思う。

(7) 「標準品質保証仕様書」英語版の作成について

渡邊幹事より、資料 26-9 に基づき、「標準品質保証仕様書」英語版の作成についてのニーズのアンケート結果と、結果を踏まえて品質保証検討会で審議した結果、検討会としては英語版の作成は行わないという結論になったことの紹介があった。本件について審議の結果、作成に賛成 1 名、反対 26 名、棄権・保留 3 名で、分科会としても今年度英語版の作成は行わないという結論になった。なお、本件に関する議論の内容を記録に留めておくこととした。

本件に関する議論の内容は下記のとおり。

- ・今年度の品質保証活動計画に、英語版発行の要否検討があるが、検討会での検討の結果、英語版作成は行わないという結論になった。
- ・いずれにしても、どういう理由でそう判断したかを記録として留めておくべきである。多分、それぞれが事業を行って行く上で必要かという観点で判断しているものと思われるが、広い立場で考えると色々な見方ができる。英語版が日本の流儀に沿う内容で流布され、我々にとって望ましい方向に誘導できるとすると、我々のスタイルなり文化なり流儀なりを広げることに役立つのではないか。買う立場と売る立場など、立場によって意味合いが違って来る。要するに、現在海外での契約で直接英訳版を添付するニーズがないということか？
- ・検討会でも確認したが、電力事業者が共通仕様書の中で標準品質保証仕様書を要求し、メーカーが海外に二次調達をする場合は、最低限、標準品質保証仕様書の内容を網羅したものを要求することになると思われるが、この標準品質保証仕様書の位置付けが十分認識されていないのではないかと危惧している。

要求事項が電力事業者から出された場合に、例えば米国の調達先向けに、通常要求している調達要求事項を基本として、それとの差分を理解し調達先に指示するというのが当社のやり方であり、調達という点では必要な要求事項は自分で責任を持つということで英語版は不要と回答した。一方、もし英語版を作成するのであれば、むしろ JEAC4111 そのものとか JEAG4121 そのものを英訳し、日本の原子力の品質保証のベースがどうなっているのか、調達先だけでなく海外に説明する方が重要と思う。すなわち、調達先に対して良いものを安く取り組むという目的ではなく、もっと大きな意味の目的でということであれば英訳に賛成である。航空機とか自動車の分野の同じく ISO をベースにした規格は、業界独自の要求事項をはっきり入れたセクター規格になっているのに対し、原子力の JEAC4111 はまだ少しふわっとした所があり、米国向けの調達では、電力事業者から標準品質保証仕様書の要求があったからといって、そのままその英語版を要求すると、逆に混乱するものと思う。したがって、メーカーとして一旦要求事項を消化して、足りない要求事項はこれこれだと具体的に指示して、全体で仕様書の要求事項を満足するという形にするのが仕事のやり方だと思う。

差分を追加で要求するという事は理解できる。ただし、JEAC4111 の英訳ニーズがあるか、調達の際に JEAC4111 自身が役立つかどうかは別の話だと考える。

調達に JEAC4111 が役立つというのではなく、諸外国に日本の原子力における品質保証がどういうレベルにあるかを知らしめるという意味で必要ではないかと考えている。

- ・現在の取引の常識から落としどころを判断し、調達先に新たなルールを持ち出すことがよろしくない、持ち出しても通らないから出さないというのは一つの選択肢である。一方、戦略的に考えて、これが我々にとって都合の良いものであるならば、英語版を作成しゆっくり浸透させて、日本色に染めていくという戦略、選択肢もある。混乱するか否かの判断と、このマネジメントスタイルなり契約のあり方というものをどこまで広げていこうかという判断との兼ね合い

で決まってくるものと思う。JEAC4111, JEAG4121 の英語版を作成し存在させておくことに意味はあると思う。

いま述べられたことについて、米国 NRC 等規制当局から意見を聞かれており、ISO の品質保証基準のよいところ、例えば今の米国基準 NQA にあまり明確に出てこないリソースのマネジメントなどを取り入れていくべきではないかと答えている。そうした結果が調達要求事項に反映されるべきであり、いきなり要求事項にすると若干混乱するのではないと思う。

・ JEAC4111, JEAG4121 の英訳化の話が出たのでそれに関して、OECD の活動の中で、原子力先進国間で規制側がエンドースしているような規格・基準類を含めてグローバル化の検討を行い、各国が個々にやるのではなくて共通化できる所は共通化していこうという話が進んでいる。JEAC4111 も ISO をベースに IAEA を取り入れ、かつ今までの日本のよいところも含めて規格にしており、JEAC4111 とはこういうものだと思わせる意味で英訳化しておくのは意味があり、たった今英訳をしなければならないという状況でもないが、そういう方向で検討した方がよいのではないと思う。

・ JIS には、英語版を作って、海外でも適用できるようにするという制度があるが、日本電気協会の規格類の英語版というのは海外に開放しているのか。

日本電気協会の規格類には、同じ制度はない。各分科会で英語版作成のニーズがあれば作ってよいことになっている。

・ 規格、基準に対する社会制度としての意味合いの考え方の問題であり、ここですぐに結論は出ないと思われるが、このような議論になったことを記録しておき、必要があれば後日再議論するのがよいと思う。

(8) JEAC4111, JEAG4121 の発行について

事務局より、JEAC4111-2009 は 5 月 30 日付けで発行され、JEAG4121-2009 は、早ければ今週中に発行予定であることが紹介された。あわせて、資料 No.26-10, 11 に基づき、公衆審査終了後校正等に伴って発生した編集上の修正箇所が説明され、内容が確認された。

(9) その他

次回、第 27 回品質保証分科会は、9 月 4 日（金）13:30～に開催する予定とした。

以 上